

環境影響評価法などの関係条文『抜粋』

準備書手続に係る法律及び条例等の条文は次のとおり

法律 法施行令 省令 条例 条例施行規則 (いずれも抜粋)	ページ番号
○ 環境影響評価法 (第1条、第2条、第14条～第20条)	P2～P5
○ 環境影響評価法施行令 (第1条、第12条、表第1)	P6～P8
○ 鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測、及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(国土交通省令) (第17条、第20条、第24条～第33条)	P9～P17
○ 静岡県環境影響評価条例 (第39条、第42条、第46条)	P18
○ 静岡県環境影響評価条例施行規則 (第43条～第49条)	P19

準備書手続に係る法律及び条例等の条文は次のとおり

○ 情報提供の推進に関する要綱 (第2の1(3))	P20
○ 静岡県情報公開条例 (第7条)	

環境影響評価法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であること。

イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

ロ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰^{せき}の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業。

ニ

ホ

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項
 - 二 第八条第一項の意見の概要
 - 三 第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見
 - 四 前二号の意見についての事業者の見解
 - 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容
 - 七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
 - 八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 2 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

(平二三法二七・一部改正)

(準備書の送付等)

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項、第四項又は第五項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)及び関係地域を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(平二三法二七・一部改正)

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環

境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平一一法一六〇・平二三法二七・一部改正)

(説明会の開催等)

第十七条 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第一項に規定する地域」とあるのは「第十五条に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(平一一法一六〇・平二三法二七・一部改正)

(準備書についての意見書の提出)

第十八条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

(準備書についての意見の概要等の送付)

第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第二十条 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、第四項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第一項の場合において、当該関係都道府県知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配意するものとする。
- 4 関係地域の全部が一の第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 5 前項の場合において、関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるができる。
- 6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。
(平二三法二七・一部改正)

環境影響評価法施行令（抜粋）

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたもの）に限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（平一〇政四一七・一部改正）

（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

第十二条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（平一〇政二七三・追加、平二三政三一六・旧第八条繰下・一部改正、平二四政二六五・旧第十条繰下・一部改正）

（法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

表第一 (第一条、第三条、第七条関係) (抜粋)

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
法第二条第二項第一号ハに掲げる事業の種類	<u>全国新幹線鉄道整備法</u> (昭和四十五年法律第七十一号)第四条第一項に規定する建設線の建設(既設の同法附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線(以下単に「新幹線鉄道規格新線」という。)の区間について行うものを除く。)の事業		<u>全国新幹線鉄道整備法</u> 第九条第一項
	<u>全国新幹線鉄道整備法</u> 第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「鉄道施設の改良」という。)の事業		<u>鉄道事業法</u> (昭和六十一年法律第九十二号)第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項
	新幹線鉄道規格新線の建設の事業		<u>全国新幹線鉄道整備法</u> 附則第十一項
	新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業		<u>鉄道事業法</u> 第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項
	<u>鉄道事業法</u> による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設	普通鉄道の建設(<u>全国新幹線鉄道整備法</u> 附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。)	<u>鉄道事業法</u> 第八条第一項又は第九条第一項

	(<u>全国新幹線鉄道整備法</u> 附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが十キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)		
	普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。)	普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業(改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。)	<u>鉄道事業法</u> 第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項
	<u>軌道法</u> (大正十年法律第七十六号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。)の建設の事業(長さが十キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。)	新設軌道の建設の事業(長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。)	<u>軌道法</u> 第五条第一項又は第三十三条(軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第一項に係る場合に限る。)
	新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。))に限る。この項のチの第三欄において「線路の改良」という。)の事業(改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。)	新設軌道に係る線路の改良の事業(改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。)	<u>軌道法</u> 第三十三条(軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。)

鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測、及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（国土交通省令）（抜粋）

（方法書の作成）

第十七条 全別表第一の三の項のイからへまでのいずれかの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象鉄道建設等事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 対象鉄道建設等事業の種類（対象鉄道建設等事業に係る新幹線鉄道に係る事業、新幹線鉄道規格新線に係る事業又は普通鉄道に係る事業の別及び建設の事業又は鉄道施設の改良の事業の別をいう。以下同じ。）
 - 二 対象鉄道建設等事業が実施されるべき区域（以下「対象鉄道建設等事業実施区域」という。）の位置
 - 三 対象鉄道建設等事業の規模（対象鉄道建設等事業に係る線路の延長をいう。以下同じ。）
 - 四 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力
 - 五 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度
 - 六 前各号に掲げるもののほか、対象鉄道建設等事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第二十条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。
 - 3 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。
 - 4 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
 - 5 事業者は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象鉄道建設等事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。
- （平一一運令二六・平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第二条繰下・一部改正）

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第二十条 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象鉄道建設等事業の内容(以下この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「事業特性」という。)並びに対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条及び第三十二条において「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

イ 対象鉄道建設等事業の種類

ロ 対象鉄道建設等事業実施区域の位置

ハ 対象鉄道建設等事業の規模

ニ 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

ホ 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

ヘ その他の対象鉄道建設等事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 大気環境の状況

(2) 水環境の状況

(3) 土壌及び地盤の状況

(4) 地形及び地質の状況

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

(2) 土地利用の状況

(3) 地下水の利用の状況

(4) 交通の状況

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(7) その他の事項

2 事業者は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象鉄道建設等事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。

3 事業者は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるように整理すること。
- 二 必要に応じ、対象鉄道建設等事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係する地方公共団体」という。）又は専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。
- 三 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。
（平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第五条線下・一部改正）

（環境影響評価の項目に係る調査の手法）

第二十四条 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、土壌その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用その他の社会的状況に関する情報
 - 二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域（次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表第二において「調査地域」という。） 対象鉄道建設等事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
 - 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第二において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
 - 五 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第二において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」

とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

(平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第九条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第二十五条 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
 - 二 予測の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第二において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域
 - 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(別表第二において「予測地点」という。) 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
 - 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(別表第二において「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯
- 2 第八条第二項から第四項までの規定は、前項の対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第二十五条第一項第一号」と、同条第三項及び第四項中「第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者」とあ

るのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第三項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種鉄道建設等事業に」とあるのは「対象鉄道建設等事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする」と読み替えるものとする。

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象鉄道建設等事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象鉄道建設等事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。

(平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第十条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第二十六条 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象鉄道建設等事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- 二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。
- 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- 四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

イ 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの。

ロ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。

五 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第十一条繰下・一部改正)

(環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項)

第二十七条 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第二十条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

3 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

4 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

(平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第十二条繰下・一部改正)

(環境保全措置に関する指針)

第二十八条 対象鉄道建設等事業に係る法第十二条第二項に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十二条までに定めるところによる。

(平二五国交令二八・旧第十三条繰下・一部改正)

(環境保全措置の検討)

第二十九条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討しなければならない。

(平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第十四条線下)

(検討結果の検証)

第三十条 事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象鉄道建設等事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

(平二五国交令二八・旧第十五条線下)

(検討結果の整理)

第三十一条 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理しなければならない。

- 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
 - 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
 - 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
 - 四 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
 - 五 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
 - 六 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠
- 2 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理しなければならない。
- 3 事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から第一種鉄道建設等事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理しなければならない。

(平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第十六条線下・一部改正)

(事後調査)

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象鉄道建設等事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を行わなければならない。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合

四 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方法

五 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者(以下この号において「関係地方公共団体等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名(法人にあっては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

(平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第十七条繰下・一部改正)

(準備書の作成)

第三十三条 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

三 対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される列車の本数

四 対象鉄道建設等事業に係る盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別

五 対象鉄道建設等事業に係る車庫及び車両検査修繕施設の区域の面積

六 前各号に掲げるもののほか、対象鉄道建設等事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 第十七条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象鉄道建設等事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第十七条第二項中「その他の資料」とあるのは「その他の資料及び第二十条第三項第二号の規定による聴取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十三条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第五条第一項第七号」とあるのは「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「第五条第二項」とあるのは「第十四条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

3 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第二十四条第四項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第二十五条第四項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第二十六条第二号、第四号イ及び第五号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

4 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第二十九条の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果及び第三十一条において明らかにできるように整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。

5 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第三十二条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。

6 事業者は、対象鉄道建設等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようにとりまとめて記載しなければならない。

(平一一運令二六・追加、平一八国交令二〇・一部改正、平二五国交令二八・旧第十八条繰下・一部改正)

静岡県環境影響評価条例 (抜粋)

(静岡県環境影響評価審査会への諮問)

第 39 条 知事は、法第 4 条第 2 項、第 10 条第 1 項若しくは第 5 項又は第 20 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による意見を述べようとするときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成 24 年条例 22 号〕)

(法の対象事業に係る知事意見の公表)

第 42 条 知事は、法第 10 条第 1 項又は第 5 項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法第 6 条第 1 項に規定する市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

2 知事は、法第 20 条第 1 項又は第 5 項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法対象事業関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

(一部改正〔平成 24 年条例 22 号〕)

第 10 章 静岡県環境影響評価審査会

第 46 条 この条例の規定により環境影響評価等に関する技術的な事項等を審議するため、静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、環境影響評価等に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

静岡県環境影響評価条例施行規則 (抜粋)

(特別委員)

第 43 条 静岡県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 44 条 審査会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 45 条 審査会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(会議)

第 46 条 審査会は会長が、部会は部会長が招集する。

- 2 審査会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 47 条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審査会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 48 条 審査会の庶務は、くらし・環境部環境局生活環境課において処理する。

(一部改正〔平成 14 年規則 21 号・19 年 29 号・22 年 18 号〕)

(委任)

第 49 条 第 43 条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

情報提供の推進に関する要綱 第2の1(3) (抜粋)

ア 会議の公開

(7) 会議の公開基準

審議会等の会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- a 法令若しくは条例の規定又は知事が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、審議内容の公開が禁止されている場合
- b 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に関する調停、審査、審議又は調査を行う場合
- c 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

(4) 公開又は非公開の決定

- a 審議会等は、(7)に定める公開基準に基づき、会議の公開又は非公開を決定する。
- b 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

イ 概要調書、会議録及び会議資料の公開

(7) 審議会等の概要調書は、審議会等が設置されたときに作成し、公開する。

(4) 会議録及び会議資料の公開基準

審議会等の会議録及び会議資料は、公開する。ただし、ア(7)のa、b又はcのいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(4) 公開等の決定

- a 審議会等は、(4)に定める公開基準に基づき、会議録及び会議資料を公開するかどうかを決定する。
- b 審議会等は、公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

静岡県情報公開条例（抜粋）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの